

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3159595号
(U3159595)

(45) 発行日 平成22年5月27日(2010.5.27)

(24) 登録日 平成22年4月28日 (2010.4.28)

(51) Int.Cl.

A47C 7/54 (2006.01)

F 1

A 4 7 C 7/54

E

評価書の請求 未請求 請求項の数 2 O.L. (全 13 頁)

(21) 出願番号 実願2010-1428 (U2010-1428)
(22) 出願日 平成22年3月6日 (2010.3.6)

(73) 実用新案権者 502101559
蔡 博全
台灣台南縣仁德鄉中生村中州144號

(74) 代理人 100087918
弁理士 久保田 耕平

(72) 考案者 蔡博全
台灣台南縣仁德鄉中生村中州144號

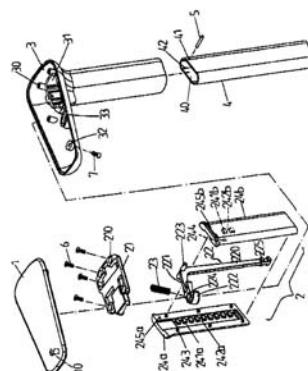
(54) 【考案の名称】 椅子肘掛けの昇降構造

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】椅子肘掛けの肘掛け上面板の上下移動が可能な椅子肘掛けの昇降構造を提供する。

【解決手段】係止棒222の押圧部222を押圧すると、係止棒222の底端に設けてある係止縁225が、左右被覆体24a, 24bに設置された係止溝242a, 242bから脱離し、肘掛けの位置が上下に移動し、押圧部222を離すと、係止縁225が、再び係止溝242a, 242bに係止されて、肘掛けの位置が調整された位置に固定される。

【選択図】図 2



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

一側の前後に、それぞれ対応するピン孔が形成されて、昇降構造が貫設され、適当な位置に螺旋溝が形成された肘掛け上面板と、昇降構造と、頂部に昇降構造の結合体をロックするための螺旋溝が形成され、中央に肘掛けフレームが貫設され、他側に、肘掛け上面板をロックするための貫通孔が形成されたスリーブと、肘掛けフレームとからなる椅子肘掛けの昇降構造であって、

昇降構造が、結合体、係止棒、弾性素子及び左右被覆体を有し、結合体においてその頂部の適当な位置に若干の貫通孔が形成され、その底面の適当な位置に係止棒の頂部が嵌入する収納溝が形成され、係止棒が形状の主体を有し、主体の頂面が円弧面を形成し、上記円弧面の一端に押圧部を設けてあり、他端に棒状部があり、押圧部の頂面の中心に弾性素子が挿入されるための円状溝が設けられてあり、主体の底端に係止縁が形成されており、

左右被覆体が二つの互いに対応する対応体からなり、上記左右被覆体の平面側において適当な位置に、それぞれ若干の凸縁が形成され、前記凸縁の間隔を利用して係止溝が形成され、左被覆体の平面の両側に、それぞれ若干の円形棒が設置され、右被覆体の平面の両側において、左被覆体に設置された円形棒に対応する位置に若干の円状溝が設置され、左右被覆体の一側において、適当な位置に、それぞれ対応するピン孔が形成され、係止棒の底端にある係止縁の両側が、それぞれ、左右被覆体のその一つの係止溝に合わせて、左被覆体の円形棒が右被覆体の円状溝に係合し、係止棒の押圧部の円状溝に弾性素子が収納された後、係止棒の頂部が結合体の底部に設けてある収納溝内に位置するようになり、

スリーブの中空部の一側において、適当な位置に昇降構造の係止棒の押圧部が貫設される受け入れ孔が形成され、

肘掛けフレームがスリーブに貫設された後、昇降構造が肘掛けフレームの中空部に位置し、左右被覆体の対応するピン孔と肘掛けフレームに穿設されたピン孔とが一致してから、ピンを挿設し、昇降構造の左右被覆体が肘掛けフレームに結合され、昇降構造の結合体とスリーブとがロックされ、昇降構造の係止棒の押圧部がスリーブの受け入れ孔に貫設され、肘掛け上面板とスリーブとがロックされることを特徴とする椅子肘掛けの昇降構造。

【請求項 2】

押圧係止棒の押圧部において、係止棒がその棒状部を支点として所定の角度を回転すると、その底端の係止縁が左右被覆体の係止溝から脱離し、肘掛け上面板が上下に変位することができ、必要とする位置に調整してから係止棒の押圧部を解放すると、弾性素子の回復力により元の位置に戻り、同時に、係止棒がその棒状部を支点として元の位置まで回転し、これにより、その底端の係止縁が再び左右被覆体の係止溝に係止され、肘掛け上面板が上記の調整済みの位置に固定されることを特徴とする請求項 1 に記載の椅子肘掛けの昇降構造。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、椅子肘掛けに関するものであり、さらに詳しくは、スムーズに変位ができ、昇降調整と位置決めが可能な椅子肘掛けの昇降構造に関するものである。

【背景技術】

【0002】

一般の市販の椅子においては、その肘掛けの昇降構造は、歯部を有する板体が、肘掛け結合座の空間内で、摺動しながら、予め設置された係止ピンに係止することにより、肘掛けが昇降することにより位置決めを行うものである。

【0003】

従来、椅子肘掛けは、座席の両側に取り付けられ、固定されたものである。従って、座者の体形または異なる姿勢に応じて最適な肘掛け位置を提供することができなかった。

10

20

30

40

50

【0004】

かかる状況下において、特許文献1によれば、座者の姿勢に応じて調整するものとして、例えば、椅子の前後方向に位置を移動調整できる椅子肘掛けが提案されている。

しかし、かかる提案は、肘掛けの前後方向への位置の移動調整のみを可能とするものであり、肘掛けの位置を上下に移動調整することはできなかった。

【特許文献1】実用新案登録第3004663号公報**【考案の開示】****【考案が解決しようとする課題】****【0005】**

従って、本考案の課題は、ユーザーのニーズに応じて椅子肘掛けの位置を上下方向へ移動調整可能な構造を提供する点にある。

10

【課題を解決するための手段】**【0006】**

そこで、本考案者は、前記の本考案の課題を解決するために鋭意検討を重ねた結果、後述のように肘掛け上面板を支持する係止棒の押圧部を押圧すると係止棒の底端の係止縁が、左右被覆体に設けてある係止溝から脱離し、肘掛けの位置が上下に調整できる構造に着目し、かかる知見に基づいて本考案に想到した。

【0007】

すなわち、本考案の主な目的は、ユーザーのニーズに応じて、肘掛け上面板の位置が、上下に調整されて、調整した位置に固定され、ユーザーの手部が、優れた支持を得られ、快適感が向上する椅子肘掛けの昇降構造を提供する点にある。

20

【0008】

また、本考案の他の目的は、係止棒の押圧部を押圧すると、係止棒の底端に形成された係止縁が、左右被覆体に形成された係止溝から脱離し、肘掛けの位置が、上下に調整でき、係止棒の押圧部を離すと、係止棒の底端に形成された係止縁が、再び、左右被覆体に形成された係止溝に係止されて、調整された位置に固定され、使用上、非常に便利で、省力できる椅子肘掛けの昇降構造を提供する点にある。

【0009】

かくして、本考案によれば、

請求項1において、一側の前後に、それぞれ、対応するピン孔が形成されて、昇降構造が貫設され、適当な位置に、螺旋溝が形成される肘掛け上面板と、昇降構造と、頂部に、昇降構造の結合体をロックするための螺旋溝が形成され、中央に、肘掛けフレームが貫設され、他側に、肘掛け上面板をロックするための貫通孔が形成されるスリーブと、肘掛けフレームとからなる椅子肘掛けの昇降構造であって、

30

昇降構造が結合体と係止棒、弹性素子及び左右被覆体を有し、結合体においてその頂部の適当な位置に若干の貫通孔が形成され、その底面の適当な位置に係止棒の頂部が突入する収納溝が形成され、係止棒が形状の主体を有し、主体の頂面が円弧面になり、上記円弧面の一端に押圧部が設けてあり、他端に棒状部があり、押圧部の頂面の中心に弹性素子が設置されるための円状溝が設けられてあり、主体の底端に係止縁があり、左右被覆体が二つの互いに対応する対応体からなり、上記左右被覆体の平面側において適当な位置に、それぞれ、若干の凸縁が形成され、前記凸縁の間隔を利用して係止溝が形成され、左被覆体の平面の両側に、それぞれ、若干の円形棒が設置され、右被覆体の平面の両側において、左被覆体に設置された円形棒に対応する位置に若干の円状溝が設置され、左右被覆体の一側において、適当な位置に、それぞれ、対応するピン孔が形成され、係止棒の底端にある係止縁の両側が、それぞれ、左右被覆体のその一つの係止溝に合わせて、左被覆体の円形棒が右被覆体の円状溝に係合し、係止棒の押圧部の円状溝に弹性素子が収納された後、係止棒の頂部が結合体の底部に設けてある収納溝内に位置するようになり、

40

スリーブの中空部の一側において、適当な位置に昇降構造の係止棒の押圧部が貫設される受け入れ孔が形成され、

肘掛けフレームがスリーブに貫設された後、昇降構造が肘掛けフレームの中空部に位置

50

し、左右被覆体の対応するピン孔と肘掛けフレームに形成されたピン孔とが一致してから、ピンを挿設し、昇降構造の左右被覆体が肘掛けフレームに結合され、昇降構造の結合体とスリーブとがロックされ、昇降構造の係止棒の押圧部がスリーブの受け入れ孔に貫設され、肘掛け上面板とスリーブとがロックされてなることを特徴とする椅子肘掛けの昇降構造が提供される。

【0010】

請求項2に係る考案によれば、押圧係止棒の押圧部において、係止棒がその棒状部を支点として所定の角度を回転すると、その底端の係止縁が左右被覆体の係止溝から脱離し、肘掛け上面板が上下に変位でき、必要とする位置に調整してから係止棒の押圧部を解放すると、弾性素子の回復力により元の位置に戻る。同時に、係止棒がその棒状部を支点として元の位置まで回転し、これにより、その底端の係止縁が再び左右被覆体の係止溝に係止され、肘掛け上面板が上記の調整済みの位置に固定されることを特徴とする請求項1に記載の椅子肘掛けの昇降構造が提供される。

10

【考案の効果】

【0011】

本考案に係る椅子肘掛けは、前記の如き構成からなるものであり、押圧部を押圧する簡便な操作により肘掛け上面板の上下方向への移動調整を容易に行うことができる。

【考案を実施するための最良の形態】

【0012】

以下、図面を参照しながら、本考案の特徴や技術内容について、詳しく説明する。もっとも、それらの図面等は、参考や説明のためであり、本考案は、それらによって限定されるものではない。

20

【0013】

本考案に係る椅子肘掛けの昇降構造は、図1乃至図4で示すように、少なくとも肘掛け上面板1と昇降構造2、スリーブ3及び肘掛けフレーム4から構成される。

【0014】

また、肘掛け上面板1には、適当な位置に、スリーブ3をロックする螺旋溝10を設けてある。

【0015】

昇降構造2には、結合体21と係止棒22、弾性素子23及び左右被覆体24a、24bが構成要素として含有される。結合体21は、その頂部において、適当な位置に、若干の貫通孔210があり、その底面において、適当な位置に、係止棒22の頂部が収納される収納溝211を形成してある。係止棒22は、主体220を有し、主体220の頂面が円弧面221を形成し、上記円弧面221の一端に押圧部222を有し、他端に棒状部223を有する。

30

押圧部222の頂面の中心に、弾性素子23が嵌入する円状溝224を設けてある。主体220の底端に、断面がI形状である係止縁225を設けてある。左右被覆体24a、24bは、二つの対応体である。上記左右被覆体24a、24bは、平面側において、適当な位置にそれぞれ、若干の凸縁241a、241bがあり、上記凸縁241a、241bの間にそれぞれ、係止溝242a、242bを形成してある。左被覆体24aは、平面の両側にそれぞれ、若干の円形棒243が設置され、右被覆体24bは平面の両側において、左被覆体24aに設置された円形棒243に対応する位置に、若干の円状溝244が設置される。左右被覆体24a、24bの一側において、適当な位置に、それぞれ対応するピン孔245a、245bを穿設してある。係止棒22の底端に形成させたI形状である係止縁225の両側は、それぞれ左右被覆体24a、24bの一つの係止溝242a、242bに係止される。また、左被覆体24aの円形棒243が右被覆体24bの円状溝244に嵌入し、これにより、左右被覆体24a、24bが結合され、この時、左右被覆体24a、24bのピン孔245a、245bが一致する。係止棒22の押圧部222の円状溝224内に、弾性素子23が収容された後、係止棒22の頂部が、結合体21の底部にある収納溝211内に位置することにより、昇降構造2が組立てられる。

40

50

【0016】

スリーブ3は、その頂部に、昇降構造2の結合体21がロックされるための螺旋溝30があり、その中心に、肘掛けフレーム4が貫設される中空部31が形成される。前記中空部31の一側において、適当な位置に、受け入れ孔33が穿設され、受け入れ孔33の一側に、肘掛け上面板1がロックされる貫通孔32が設置される。

【0017】

肘掛けフレーム4は、組立てられた昇降構造2の係止棒22と左右被覆体24a、24bが貫設される中空部40を有し、その一側において、前後に、対応するピン孔41、42が穿設される。

【0018】

肘掛けフレーム4が、スリーブ3の中空部31に挿設された後、組立てられた昇降構造2を、肘掛けフレーム4の中空部40に挿設し、左右被覆体24a、24bの対応するピン孔245a、245bが、肘掛けフレーム4に設置されたピン孔41、42と一致するようにしてから、ピン5を貫設すると、昇降構造2の左右被覆体24a、24bと肘掛けフレーム4とが結合される。同時に、昇降構造2の結合体21に設置された貫通孔210が、スリーブ3の頂部にある螺旋溝30と一致し、ネジ6でロックすると、昇降構造2の係止棒22の押圧部222が、スリーブ3にある受け入れ孔33に挿設される。更に、肘掛け上面板1の螺旋溝10をスリーブ3の貫通孔32に一致させてから、ネジ7でロックすると、椅子肘掛けの昇降構造が構成する。この時、昇降構造2の係止棒22の底端にある係止縁225の両側が、それぞれ、左右被覆体24a、24bの一つの係止溝242a、242b内に係止される。

10

20

【0019】

本考案によれば、図5乃至図7に示すように、押圧係止棒22の押圧部222により、係止棒22は、結合体21の底部の収納溝211に位置する棒状部223を、支点として、所定の角度を回転すると、その底端の係止縁225が、左右被覆体24a、24bの係止溝242a、242bから脱離し、係止棒22が、上下に変位し、それに連動して、係止棒22に結合された結合体21やスリーブ3及び肘掛け上面板1が、ともに、上下に変位でき、必要とする位置に変位した後、係止棒22の押圧部222を離すと、係止棒22の押圧部222が、弾性素子23の回復力により、元の位置に戻り、同時に、係止棒22が、その棒状部223を支点として、元の位置に戻り、これにより、底端に設けてある係止縁225の両側が、再び、それぞれ、左右被覆体24a、24bの係止溝242a、242bに係止され、肘掛け上面板1とスリーブ3が、調整された位置に固定される。

30

【図面の簡単な説明】

【0020】

【図1】本考案の一実施形態による椅子肘掛け昇降構造の斜視図である。

【図2】本考案の一実施形態による椅子肘掛け昇降構造(一)の分解斜視図である。

【図3】本考案の一実施形態による椅子肘掛け昇降構造(二)の分解斜視図である。

【図4】図1に示す本考案の椅子肘掛け昇降構造の4-4断面図である。

【図5】図1に示す本考案の椅子肘掛け昇降構造の4-4断面作動概念図である。

40

【図6】本考案の一実施形態による椅子肘掛け昇降構造(一)の作動状態を示す一部分分解斜視図である。

【図7】本考案の一実施形態による椅子肘掛け昇降構造(二)の作動状態を示す一部分分解斜視図である。

【符号の説明】

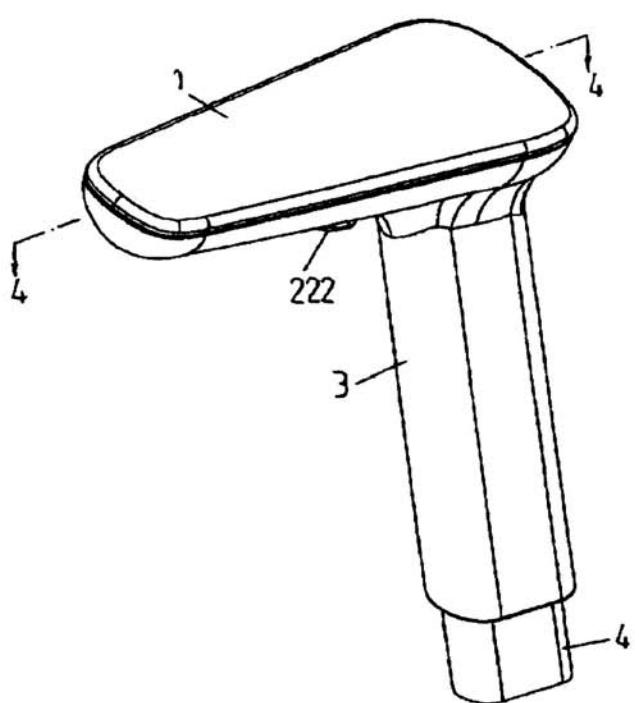
【0021】

- | | |
|-----|--------|
| 1 | 肘掛け上面板 |
| 10 | 螺旋溝 |
| 2 | 昇降構造 |
| 21 | 結合体 |
| 210 | 貫通孔 |

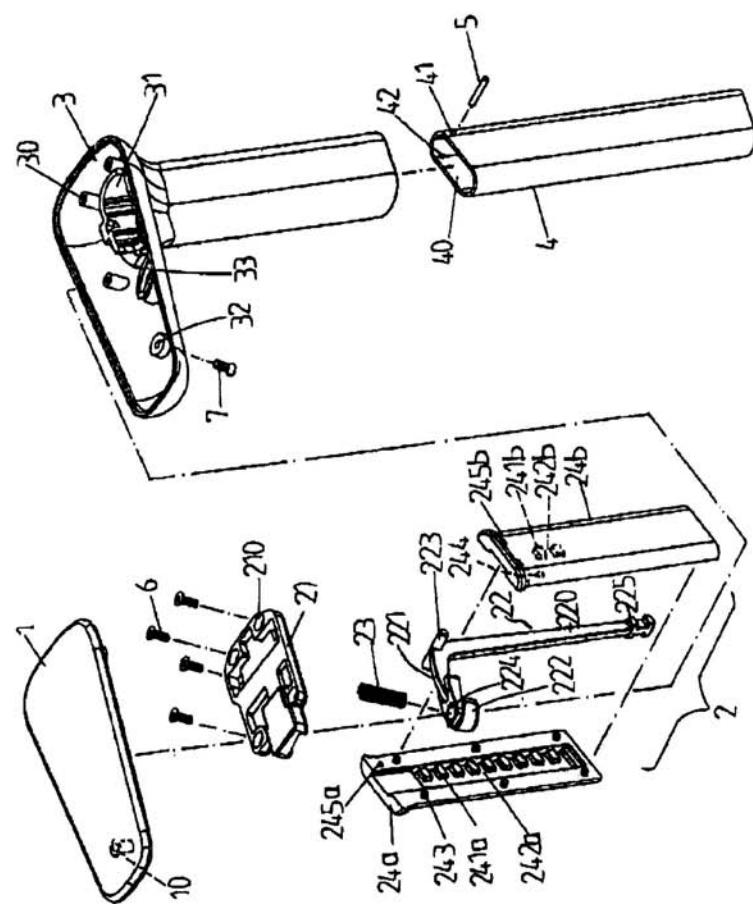
50

2 1 1	収納溝	
2 2	係止棒	
2 2 0	主体	
2 2 1	円弧面	
2 2 2	押圧部	
2 2 3	棒状部	
2 2 4	円状溝	
2 2 5	係止縁	
2 3	弹性素子	
2 4 a	左被覆体	10
2 4 b	右被覆体	
2 4 1 a	凸縁	
2 4 1 b	凸縁	
2 4 2 a	係止溝	
2 4 2 b	係止溝	
2 4 3	円形棒	
2 4 4	円状溝	
2 4 5 a	ピン孔	
2 4 5 b	ピン孔	
3	スリーブ	20
3 0	螺旋溝	
3 1	中空部	
3 2	貫通孔	
3 3	受け入れ孔	
4	肘掛けフレーム	
4 0	中空部	
4 1	ピン孔	
4 2	ピン孔	
5	ピン	
6	ネジ	30
7	ネジ	

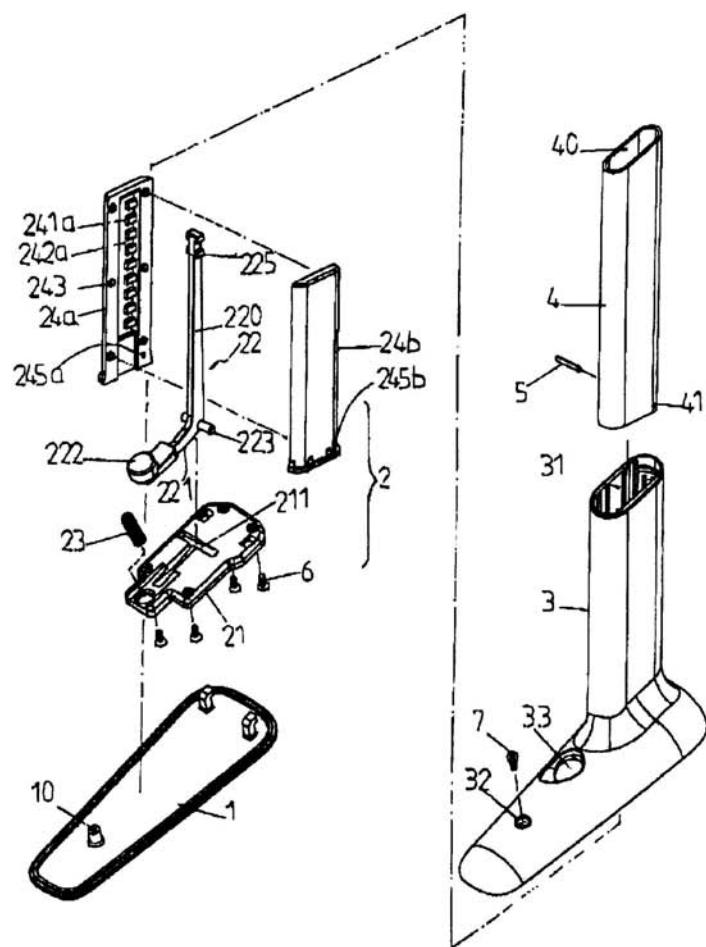
【図1】



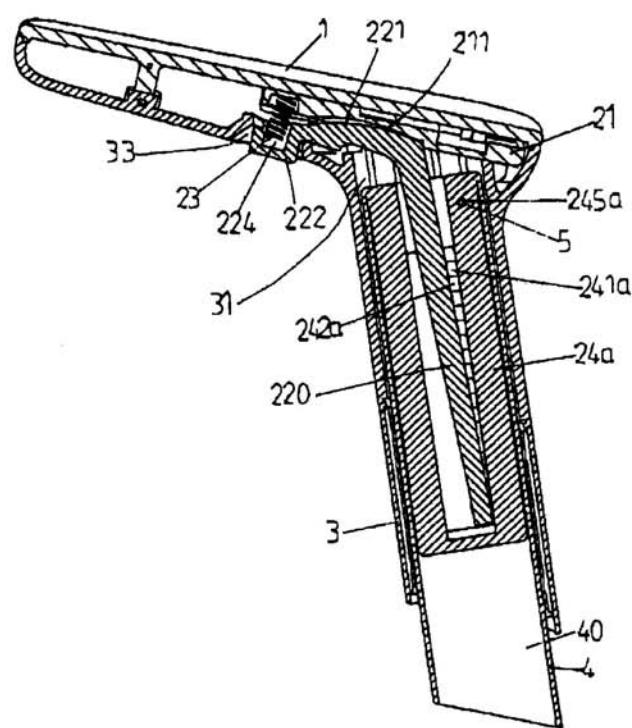
【図2】



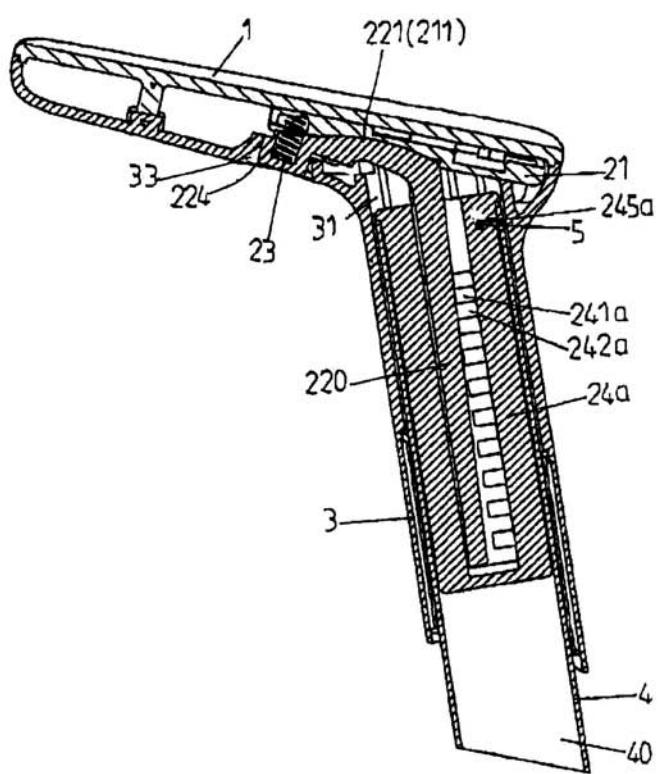
【図3】



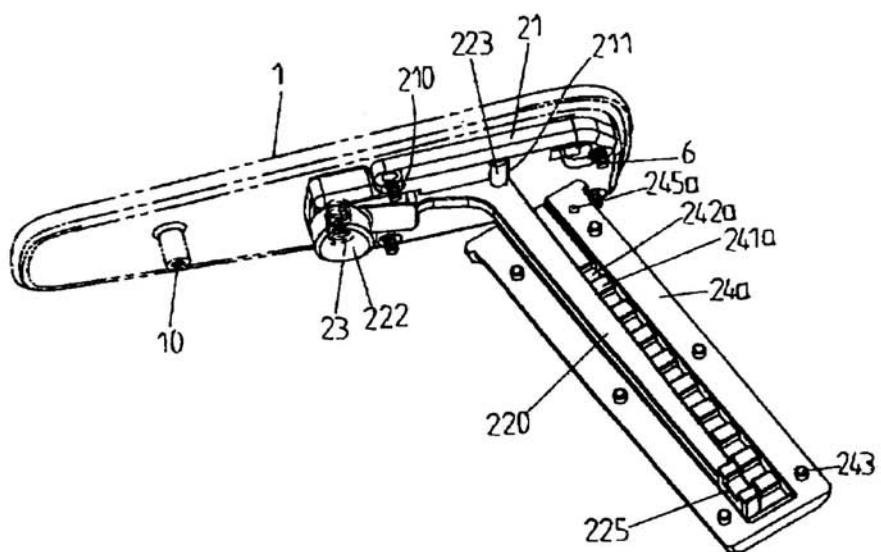
【図4】



【図5】



【図6】



【図7】

